

令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務に係る
企画提案競技募集要項

1 趣旨

この要項は、大分県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務」の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度放課後児童支援員等研修事業

(2) 業務内容

放課後児童クラブの従事者として、業務遂行上、必要最低限の知識・技能の取得と実践の際の基本的な考え方や心得を認識してもらうため、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインに基づき認定研修を実施するとともに、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施する。

詳細については、別添「令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 限度額

5, 273, 400円（消費税額及び地方消費税（10%）を含む）

3 応募資格

次の要件のすべてを満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県税を滞納していないこと。
- (3) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する法人格を持つ団体であること。
- (4) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。

- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

4 スケジュール

令和8年	5月27日(水)	公示
令和8年	6月3日(水)	参加申込書提出締切
令和8年	6月3日(水)	質問受付締切
令和8年	6月12日(金)	企画提案書提出締切
令和8年	6月26日(金)	審査結果通知予定
令和8年	7月3日(金)	委託契約締結予定

5 手続き等

企画提案競技への参加を希望する者は、「参加申込書」(様式1)を下記イ提出期限までに提出すること。(電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話でこども未来政策課担当(下記エ)宛てに、着信確認すること。)

(1) 参加申込の受付

ア 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書(様式2)
- ・団体の定款、規約等の写し
- ・団体の概要がわかるパンフレット等

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・取扱商品等調書
- ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認

できる税務署長の証明

- ・大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要）
- ・登記簿謄本
- ・定款（写し）

イ 提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時（必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課子育て支援班
（県庁舎別館3階）

〒870-8501

大分市大手町3-1-1

電話：097-506-2713（直通）

E-mail：a12520@pref.oita.lg.jp

担当：井上

オ 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）、電子メール又は郵送（書留郵便）による

カ その他

- ①参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届〔任意様式〕を提出してください。
- ②参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知します。

(2) 質問の受付

ア 受付期限

令和8年6月3日（水）午後5時まで

イ 質問様式

質問書（様式3）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務」と記載すること。

E-mail：a12520@pref.oita.lg.jp

ウ その他

- ①質問者の名称、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- ②受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けません。

- ③質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答します。
- ④提案書の審査に係る質問には回答できません。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

規格はA4版とし、片面印刷で提出すること。

①実施体制説明書（様式4、A4版）

②企画提案書（任意様式、A4版）

仕様書に基づいて、本事業の目的を踏まえた提案を行ってください。

③業務工程表（任意様式、A4版）

④事業費積算（任意様式）

本事業実施にあたり、必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。合計額は2（4）に示す限度額以内となるようにしてください。

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

5（1）エ及びオと同じ

(4) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便）による

(5) 提出部数

紙媒体5部（原本1部、コピー4部）

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

参加資格審査、企画提案関係書類による審査とし、審査基準に基づき、最優秀提案1件を選定する。

企画提案書提出締切後、提案者の提案内容に疑義があった場合は大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課子育て支援班担当から電子メールにより、書面で期限を定め質問書を送付する場合があるため、適切に回答してください。

なお、提案者が多数の場合は、大分県こども未来政策課長は予備審査を行うことができることとし、予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメール又はFAXで通知します。

(2) 審査基準

別表のとおり。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年6月26日（金）を目処に文書でお知らせします。なお、審査の内容は公表しないこととします。

8 委託候補者の選定後の契約手続き

県は7の審査により選定された委託候補者と委託契約を締結します。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には委託候補者と協議して決定します。

9 その他留意事項

(1) 費用負担

提案に係る経費は、参加者の負担とします。

(2) 企画提案書の取扱い

- ・参加者は複数の提案書の提出はできません。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・採択された企画提案書の著作権等は県に帰属します。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとしてします。

(3) 失格条項等

- ・応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
- ・応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

(別表) 審査項目 審査内容

【実施体制の評価に関すること】

- 業務実施に必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。
- 個人情報保護の取組等、事業の適切な管理運営が行えるか。

【事業実施能力に関すること】

- 業務を実施するにあたって、本業務の基本的な考え方を理解しているか。
- 業務を実施するための専門的知識や類似資格研修等過去の実績をどの程度有しているか。
- 積算内容及び積算額は、仕様書に基づき算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。

【研修計画に関すること】

- 研修の全体スケジュールは実施可能なものになっているか。
(広報、申し込み、実施、修了評価等、全体が実効性のあるスケジュールになっているか。)
- 研修会場の確保は適切か。
(県内各地域の参加者の利便性等が考慮された実施場所となっているか。)
- 研修当日のスケジュールは実施可能なものになっているか。
(受講者が研修を受講しやすい日程が設定されているか。)

【研修内容に関すること】

- 講師要件に沿った専門的知識及び経験を有する講師を適切に選任することができるか。
- 研修内容の理解・習得が容易な資料作成となっているか。
(既に刊行されているものを使用することも可。)
- 研修受講者が受講しやすい工夫・配慮等があるか。
- 研修方法について、学びが深められるような創意工夫等がみられるか。

【研修運営に関すること】

- 研修当日、適切な研修運営が可能か。
(受講者の出席状況(遅刻、早退、欠席等)の管理方法が適切か。)
- 授業形態が学びを深められるような工夫がされているか。
- 放課後児童支援員認定資格研修について、修了評価を適切に実施できる仕組みになるように工夫されているか。